

令和3年度 建退共制度改正に伴う説明会 Q&A

R03.08.23 掲載

質問内容	回 答
<p>○書類の作成について</p> <p>8月末決算で、既に証紙受払簿を作成して記載を行っていますが、新様式に書き替えないといけないでしょうか？</p>	<p>適正な書類作成にご協力頂きありがとうございます。</p> <p>既に作成中の証紙受払簿がある場合、書き替えまではお願いしておりません。</p> <p>これから作成される契約者様については、新様式での作成にご協力下さい。</p>
<p>○証紙交換について</p> <p>旧証紙から新証紙に交換する際、差額を払わずに済むよう交換することは出来ますか？</p> <p>(例) 証紙枚数 63 枚の交換</p> <p>正) 新証紙 62 枚+差額金 310 円</p> <p>案) 新証紙 61 枚で切り捨て</p>	<p>誠に申し訳ありませんが、左記案のように差額金を支払わずに交換することは出来ません。悪しからずご了承ください。</p> <p>なお、証紙交換の際、差額金が生じない交換は、旧証紙(310円)32枚につき新証紙(320円)31枚、及びその倍数になります。</p> <p>(例) 旧証紙 64 枚→新証紙 62 枚+差額金なし</p> <p>旧証紙 96 枚→新証紙 93 枚+差額金なし</p>

質問内容	回 答
<p>○出面表について</p> <p>①出面表に記入する日数は、現場に出た日数で良いでしょうか？</p> <p>②手帳に貼付する際、有給があれば「出面+1 枚」、掛金助成手帳であれば「出面-1 枚」となり、出面表の数字と貼付数に差が出ますが、それで良いでしょうか？</p> <p>③出面表は決算期間内の分を記入しますが、弊社は貼付を翌月末にしています。資料には当月貼付の記載例が付いていますが、翌月貼付だと書き方が変わりますか？</p>	<p>①それで結構です。</p> <p>②おっしゃる通りで結構です。 そのようなケースも考慮しながら確認させていただきます。</p> <p>③変わります。 出面表に書かれた日数と、証紙受払簿に記載されている就労月の日数を照査しますので、翌月貼付をされている場合は、決算始期の前月分から記入いただくことになります。 当月貼付（今月就労分を月内に貼付）の場合と、翌月貼付（今月就労分を翌月に貼付）の場合についての記載例を HP に掲載しましたので、詳しくはそちらをご覧ください。 ●関係団体→建退共佐賀県支部→出面表記入例(PDF)</p>